

経済産業省

## 第1回 AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会 議事要旨

<日 時> 令和7年8月19日(火) 10:00~12:00

<場 所> 経済産業省主催 オンライン会議 (Microsoft Teams)

<出席者> 大塚座長、稲谷構成員、江間構成員、柿沼構成員、宍戸構成員、  
白石構成員、中原構成員、橋本構成員、福岡構成員、松尾構成員

<オブザーバー> 関係省庁・関係団体

### 1) 本研究会の方針について

資料3の2~6頁に基づき、事務局から本研究会の趣旨・目的及び検討対象について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

#### 【成果物の位置づけや名称について】

- 本研究会の成果物の名称について、資料に記載されている「準則」という言葉は、法学では、適用されるべき規範や基準等の意味合いで用いられることが多い。本研究会の目的が、民法第709条における過失や因果関係等の既存の概念を変えずに、AIに関する事案への適用結果を検討することにあることを踏まえると、「解釈の指針」や「考え方」等の表現のほうが、より適切ではないか。
- 法律の解釈に関する最終的な判断は裁判所が示すものであるため、本研究会の成果物の位置づけについても慎重な検討が求められる。
  - 本研究会と目指す方向性が類似する文書の例として、資料中で「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を紹介した。しかし、成果物の名称を「準則」とすることに必ずしも固執するものではないため、「考え方」や「指針」等の位置づけの文書にすることも視野に入れ、最終的な成果物の内容を踏まえて、改めて名称を検討したい。

#### 【本研究会の検討対象とする事例について】

- 資料中に①(人の行為や判断に補助的にAIを活用する場合)と②(AIが最終的な判断まで下す場合)の2つの事例が示されているが、①の類型は、さらに2つに細分化できると考えている。1つはAIが専門的な業務の下準備等の補助的な役割を担い、人間による確認が当然必要と考えられる形態であり、もう1つは画像認識AIのように、ある領域で人間と同等以上の精度を持つと考えられるものである。特に後者の高性能なAIを利用する場合、常に人間による厳密な再確認を義務付けることは、このようなAI

の普及を阻害する可能性があるため、AI の判断を尊重しながら進めるほうが望ましいと言えるような類型も想定する必要がある。なお、特定の領域で人間を上回る性能を発揮する AI は、現在の技術水準でもすでに現れ始めているため、AI が汎用的に人間を超える能力を獲得する、いわゆる「汎用人工知能（AGI）」の実現や「技術的特異点（シンギュラリティ）」の議論とは区別する必要がある。

- AI が専門的なプロフェッショナルと同等以上の判断を行うケースは非常に重要である。また、AI の利用形態として、意思決定の補助だけでなく、人材育成やトレーニングの場面で AI が教育者の役割を担うケースも増加している。将来的には、このような形で育成された人材の能力担保や品質保証等の問題も重要になると考えられる。

## 2) 想定事例 1 について

資料 3 の 7～10 頁に基づき、事務局から、想定事例 1（通常業務における判断補助 AI の事例）について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

### 【資料 10 頁：類型区分について】

- 資料 10 頁の類型 1（説明義務違反）と類型 2（侵害行為を容易にしたことによる責任）を区分する視点は何か。
  - 現状では、類型 1 を情報提供上の義務違反、類型 2 を現に存在するリスクに対して適切な措置を講じずに放置した責任、と整理している。
  - 類型 1 と類型 2 を区分する視点として、ドライバー B' が AI の判断を鵜呑みにする危険を、AI 開発・提供事業者 A が積極的に作り出したか、それとも運送事業者 B の下で生じている危険を、AI 開発・提供事業者 A が不作為により放置したか、という違いで整理することも考えられる。本質的に異なるように見えない印象もあり、類型を区別している視点や基準は明示していただけるとよい。
- 配送ルート最適化 AI は、通常、道路の安全性を保証するものではなく、あくまで効率的なルートを示す補助ツールである。したがって、実際の道路状況に応じた安全確保の判断は、AI 開発・提供事業者 A ではなく利用者（運送事業者 B）に委ねられていると考えられる。こうした役割分担は、第三者（配送先 V）との関係でも考慮されるべきであり、結果として、ドライバー B' は AI の出力とは独立に安全な走行経路を選択する義務を負うと整理できる。なお、この義務・責任範囲の振り分けの観点から、資料 10 頁の AI 開発・提供事業者 A の責任を整理すると、類型 1 は安全性が担保されているかのように利用者に誤信させることによって適切な責任の振り分けが行われなかった場合であり、類型 2 はそもそも利用者が安全性を確保できないような、事故を実質的に誘発するシステムを提供した場合と整理できる。

### 【資料 10 頁：参考判例の位置づけについて】

- 資料 10 頁で AI 開発・提供事業者 A の責任の類型として挙げられている参考判例は、本想定事例と事案の性質がやや異なる。特に類型 2 を「侵害行為を容易にした」とまとめることは適切ではない可能性がある。「侵害行為を誘発した」あるいは「引き起こした」といった表現のほうが、事案の実態に近いのではないかと。
- 参考判例については、事案が完全に一致するものではないが、ツール提供者の責任がどのように導かれるかを考える上での参考として挙げたものである。「侵害行為を誘発した」あるいは「引き起こした」といった表現は合理的であり、適切な表現を改めて検討したい。
- 本想定事例の解決の方向性に異論はないが、参考とされたカーナビの判例は、利用者が製造者に対して損害賠償を求めた事案であり、第三者である配送先 V との関係が問題となる本想定事例とは構成が異なる点に留意が必要である。

#### 【想定事例 1 の構成及び論点について】

- AI の限界等について適切に警告を行っていたのであれば、原則として AI 開発・提供事業者 A は責任を負うべきではないという考え方が自然であり、かつ、AI の社会実装を不当に阻害しないためにも重要である。一方で、適切な指示・警告がなかった場合には、AI 開発・提供事業者 A の責任が問題となり得る。この場合、AI 開発・提供事業者 A と運送事業者 B の間には、通常、契約関係が存在し、免責規定が設けられていることが多いと考えられる。AI 開発・提供事業者 A に故意・重過失が認められれば、免責規定があっても AI 開発・提供事業者 A が責任を負う可能性はあるが、その場合でも明らかに通行困難な道路に進入したドライバー B' の過失を考慮し、過失相殺がなされることが考えられる。このように考えると、本事例を通じて示される行為規範は、AI 開発・提供事業者 A は適切な指示・警告を行うべきであるとともに、契約に免責規定を設けることが重要であり、さらには、故意・重過失があれば責任を負う、ということになる。
- 適切な指示・警告を行ったかという点はきわめて重要である。表示の仕方によっては、警告がなされていても利用者にそのリスクが適切に伝わらず、AI に対する過度な信頼を生じさせてしまう可能性がある。このような状況を認識しながら放置し、結果として問題が起きたという類型も考えられるのではないかと。
- 本想定事例のような場合は、保険適用に関する論点も考えられる。

### 3) 想定事例 2 について

資料 3 の 11～14 頁に基づき、事務局から、想定事例 2（専門業務における判断補助 AI の事例）について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

#### 【異なる類型設定の必要性について】

- 前述のように、高精度な AI については、そのような AI を信頼して利用することをあ

る程度許容し、利用者の注意義務がある程度軽減されるような類型も検討しなければ、AIの利用が進まないのではないかと。また、AI開発者にとっても、開発したAIが一定レベルの性能を達成していれば、責任を問われないようにすることや、責任の程度を判断する上で、開発体制の適切性なども考慮されるような仕組みがなければ、AI開発事業者が委縮してしまう可能性がある。このような類型も、今回の事例とは別に議論する必要があるのではないかと。

- 弁護士等の専門職については弁護士法のような規制法があるため、最終的な判断はやはり専門家が行わなければならないのではないかと議論は、民法学者には強いようである。
- 専門家の責任がAIを信頼することで一切なくなるということではないが、明らかな誤り以外は、AIを一応信頼しても良いという形などで注意義務が軽減されることはあってもよいと考えている。

#### 【想定事例2の位置づけについて】

- 本事例は、専門家の注意義務の問題として整理できる。弁護士は依頼者に対して高度な注意義務を負っているため、想定事例1の「ドライバーB'」と比較して、AIの出力を鵜呑みにせず、自分自身で確かめる責任はより重いと解される。LLM提供事業者A及びAIサービス開発事業者Bの責任は、提供相手が高度な注意義務を負っている専門家であることから、想定事例1の場合と比較して相対的に軽くなると考えられる。
- 本事例の論点となっている専門業務は、資格者に限ったものではないと考えている。専門業務の要素として挙げられている資料14頁の①から③は、妥当なものであると思われるが、それに加えて、さらに依頼者が専門家としての知識を期待してその人に依頼しているという点も基準になると考えられる。つまり、専門性を期待した契約がなされている場合は、専門家としての高度注意義務を負うことになると言える。
- 資料14頁の①から③は、業務の性質の問題というより、AI利用者の専門家性の問題として位置づけたほうがよい。
- 想定事例1と2の違いは、「専門業務」であるかどうかという点であるが、資料10頁の表では、専門性以外の要素も挙げられており、専門性だけを強調した枠組みが適切なのかという点が懸念される。
- 想定事例1と2は、いずれも利用者が最終判断を下すことが前提である点で、構造上の違いはそれほど大きくない。両者の違いは、責任判断の枠組みそのものではなく、求められる注意義務の程度の差と捉えるべきではないかと。

#### 【資料中の表現等について】

- 資料14頁に、「幫助責任が成立する余地もある」という記載があるが、幫助責任は限定的に解釈されるべきである。そもそも専門家が自分で判断すべきであるのに、AI開発

者も責任を負う余地があるように見える表現は望ましくない。

→ 当該箇所「限定的に」という表現を加えることも考えられる。

- 想定事例 1 の AI は期待どおりの出力をしているが、想定事例 2 の AI は、期待された結果を生み出していない。それでもなお弁護士 C が責任を負うのは、弁護士 C が職業上の法的義務として、AI 利用の有無にかかわらず、自らの判断で法的サービスを提供する責任を依頼者 V に対して負っているためである。この違いを踏まえれば、資料 14 頁下線部の、責任範囲が「通常業務と比較すれば狭まり得る」という記述は理解できるが、「専門業務において用いられる AI は、開発・提供における配慮が少なくてもよい」という誤解を招かないように、表現には留意が必要である。例えば“説明義務違反あるいは幫助責任として評価される場合が少ない”という趣旨の表現のほうが望ましいのではないか。

### 3) 複数当事者間の責任判断について

資料 3 の 15～20 頁に基づき、事務局から、AI サービス提供に係る主体が複数にわたる場合における論点について説明が行われた後、構成員による討議が行われた。

#### 【事例の構成について】

- 依頼者 V は、直接の契約相手である弁護士 C の責任を追及することが通常であり、LLM 提供事業者 A から AI サービス開発事業者 B への説明の十分性等の内部的な事情は依頼者 V からは見えにくい。したがって、LLM 提供事業者 A や AI サービス開発事業者 B の責任が問題となるのは、主として、弁護士 C が依頼者 V に賠償した後の、弁護士 C から LLM 提供事業者 A ・ AI サービス開発事業者 B に対する求償関係においてであろう。その際は、契約で予定された性能が満たされていたか、LLM 提供事業者 A ・ AI サービス開発事業者 B からの説明が十分であったか等の点が争点になると考えられる。
  - 因果関係は認められる場合はあるので、直接 LLM 提供事業者 A ・ AI サービス開発事業者 B に対して請求する途についても検討していきたいが、今のご指摘については、どこかで言及したい。

#### 【説明義務について】

- AI の出力は、学習用データ、ユーザーが入力したプロンプト、RAG 等で参照される外部データベースの 3 つの要素によって規定される。したがって、説明義務の範囲も、これらの要素を基に考えるべきである。AI サービス提供者は、どのようなデータで学習し、どのデータベースを参照することで、どのような範囲の判断が可能で、どのような限界があるのかという事項を説明する義務を負っていると言える。
- 説明義務について、例えばまったく学習していないことを学習したと説明するような

虚偽の説明は、説明義務違反になるとは言えるが、何を学習させたかといったような具体的な説明の範囲や水準を一律に定めることはきわめて困難であり、最終的にはケース・バイ・ケースの判断とならざるを得ないのではないか。一つの考え方として、その業界における一般的な知識に照らして、説明が妥当であったか否かを判断するというアプローチが考えられる。

#### 4) 全体を通して

##### 【座長総括】

- 本日の意見を踏まえ、想定事例 1 については、指示・警告がある場合とない場合に分け、また、ない場合については、免責規定がある場合とない場合に分けて検討することが重要である。
- 想定事例 2 について、専門業務と通常業務に分けるよりも、各事例をフラットに扱ったほうがよいという意見もいただいたが、分かりやすさのためにこのように分けることは重要であると考えている。
- 信頼の原則が適用される交通事故とは問題状況が異なっており、専門家については、AI を信頼したとしても注意義務が軽減されにくいと言えるが、類型をさらに分けて、注意義務が軽減される可能性を検討したほうがよいという指摘もあったため、引き続き、検討を行いたい。
- 複数当事者の場合の説明義務についての議論の中で、業界の標準についての指摘があり、非常に重要な点であると感じた。また、実際には、複数当事者が関わる事案において、依頼者 V は弁護士 C に責任を追及することが多いが、AI サービスの提供側である LLM 提供事業者 A や AI サービス開発事業者 B に対して責任を追及する可能性もあり得るため、検討はしておいたほうがよいと考えている。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-1511（内線：3961～3963）